

友達を車に乗せるということは、友達の命を預かるということ



とくに免許を取得して間もない頃は、事故を起こしがち。友人や後輩にドライブに連れて行って、と誘われても「まだ運転に慣れてないので」と断る勇気を持とう！

### まとめクイズ

Yes、Noのどちらかを選んでください

**Q1.** 寝不足で体調が悪いのに友達にドライブに誘われた。免許と車があるのでドライバー役を引き受けてしまった。

Yes

No

**Q2.** 友達を自分の車に乗せるときは、助手席はもちろん、後部座席でもシートベルトを着用するよう頼む。

Yes

No

**Q3.** 人身事故を起こしても、運転者が20歳未満なら責任を問われない。

Yes

No

**Q4.** 乗せていた友達に「もっとスピード出そうぜ」とあおられたため、事故を起こした。責任は100%あおった友達にある。

Yes

No



→解答は次ページに！



**Q1. No**

自分の体調が悪いときにはきっぱりと断りましょう。無理をして事故を起こした後では遅いのです。道路交通法第66条には「……過労、病気、薬物の影響その他の理由により、正常な運転ができないおそれがある状態で車両等を運転してはならない」とあります。

**Q2. Yes**

後部座席もシートベルトの着用が義務づけられています。後部座席の人がシートベルトをしていないと、事故の衝撃で車外に投げ出されたり、車内を移動して運転席や助手席にぶつかって前席の乗員の被害を大きくすることがあります。

**Q3. No**

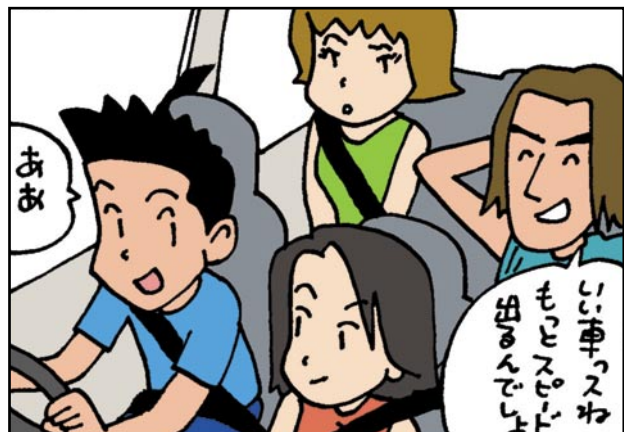
20歳未満であっても、刑事、行政、民事の3つの責任が問われます。

刑事責任については判決後、刑務所の代わりに少年院入所、執行猶予の代わりに保護観察となる点が大人とは異なります。

**Q4. No**

事故の責任はあくまでも、同乗者のあおりを受け、それに従った運転者にあります。ただし、同乗者にも責任の一端はあります。

同乗者にあおられても、無理な運転はしないことです。



コラム  
1

同乗者の責任が問われることがある

ふだんの生活で、友達や知り合いの車に乗せてもらうことを「無償同乗」「好意同乗」と呼んでいます。同乗者の乗車中の事情によって、保険金が減額されることがあります。

- ・運転者が飲酒運転であることを知っていて乗せてもらった
- ・運転者がスピードを出しすぎているのを知っていて、何もいわなかった
- ・運転者をあおってスピードを出させた

などの場合です。

## ●同乗者が死傷すると、運転者に加害責任が発生する

### 人を車に乗せるときにすべきこと。

#### 高校生でも刑事責任が発生する

車の免許を取得したら、友達や後輩を乗せてドライブにも行けるし、行動範囲は広がり楽しいことばかり、と考えがちです。しかし高校生でも、友達を車に乗せていて、自分が第1当事者(加害者)として事故に関わり、友達を死傷させたら、運転者として3つの責任を問われます。「民事責任」としては、損害賠償が大人と同様に請求されます。「行政責任」としては、免許停止や免許取り消しになることもあります。「刑事責任」としては、高校生でも裁判に立ち会わないといけません。さらに、事故を起こした自分自身、家族、そして関係者などに、その後も深い傷跡を残すことにもなります。



事故を起こして同乗者にケガをさせると、運転者は加害者になります

#### 同乗事故を起こさないために

運転経験の少ない初心者のうちは、交通事故を起こしやすい傾向があります。

人を乗せるときには、以下のことを心がけましょう。

- ・同乗者にケガをさせないよう、必ずシートベルトを着用してもらう。
- ・運転の責任はあくまでも運転者にあり、同乗者のいいなりにならない。
- ・運転中、同乗者のほめ言葉やはやしたりする言葉がどれくらいドライバーに影響するかを知り、常に気持ちをコントロールすることが大事。
- ・騒ぎそうな友人を乗せるときには、「運転の妨げになることはしないでくれ」と伝える。
- ・疲労や風邪など身体のコンディションがよくないときは、運転をしない。

## コラム 2

### 自分の運転する車で事故を起こし、同乗者にケガを負わせた場合の同乗者の責任など

#### ●刑事責任

運転者は、人身事故を起こしたことで、20歳未満の場合は、検察庁から家庭裁判所に送られ審判を受けます。罰金以上の刑に処せられれば、将来の進路などにも大きく影響します。

#### ●行政責任

場合によって、運転者は免許取り消しとなる場合があります。

#### ●民事責任

運転者は、高校生でも大人と同様に、同乗者側から損害賠償を請求されます。賠償金が保険でカバーできない高額の場合は、支払い能力のない高校生では、親が負担するケースが多くなっています。

#### ●「自分のせいでケガをさせた」という精神的な負担

事故の後遺症に苦しむ友人やその家族の怒りなど、精神的な重荷を一生背負っていくことになります。



• 家族や、知り合いの車に同乗して、「こわい」と思った経験はありますか？ それはどんなときでしたか？



-----  
-----  
-----

• 将来車の免許を取得したとして、「この人は同乗させたくないなあ」と思う人はどんな人ですか？



-----  
-----  
-----

• あなたがもし車の免許を取得したら、すぐに誰かを同乗させますか？



-----  
-----  
-----



## MESSAGE

### 大きな困難は事故の後にある

高山俊吉 弁護士

私は高校生が運転中に事故にあい、同乗者を死なせてしまったという事件をいくつも担当してきました。事故は一瞬で終わってしまいます。しかしその瞬間から世界が、人生が変わります。

同乗者が亡くなると、運転者は加害者となり、刑事責任が問われ「前科者」となります。人を殺すということを人生の始まりの時期に経験してしまうというのは、経歴にキズがつくだけでなく、自分自身にとって生涯忘れられないキズがつきます。車に関わる生活に入ると、果たすべき責任があるということです。「給料をもらってないから一人前じゃない」といったことを世の中の誰も許してくれない世界に入っていくことです。

運転者も同乗者も両方死亡してしまうという事故もあります。加害者としての責任は親に相続されますが、同乗者の遺族は、運転者の遺族に、四十九日も過ぎないうちに賠償請求をする。ここから親同士の壮絶な戦いが始まります。死んでしまった運転者は別に苦しみはしないが、残された家族、相手の家族がどんなに苦しむか、その大きさを高校生のみなさんには肝に銘じてほしいのです。